



その後における状態から考え合わせてみまして、たとえ最近あらゆる場所で行われる物価値上げというような問題もありまじやうし、社会保障制度の確立の不十分という問題もございまじやうし、そういう国民所得のこれから先の動向というものと考え合わせ問題の処理に当たらなければならぬということも当然でありますけれども、この際、電信電話公社の事業の経営に当たって、私が以上申し上げた四点ばかりの要素について、これを是認される立場であるか、あるいはまた、違つたお考えであつても、いずれにいたしましても、どういふような考え方で、もつてこれに当たられようとするのか、法案を審議する前提として、一つ大臣の所信を承つておきたいと思ひます。

○小金国務大臣 ただいま田邊さんのお述べになりましたように、公衆電気通信の発達を期しまして、特別の公社あるいはまた特別の会社等も作つてございまして、国民的な大きな関心は、何といつてもその電気通信を一手に大體引き受ける日本電信公社の運営と、またその事業の規模の拡大いかんにかかつてお思ひつております。そこで、今回公衆電気通信法の一部を改正する法律案の作成並びにその取り扱い等を中心として私どもが考へて参りました基本的な線は、料金は、この法律第一条に書いてありますように、合理的な料金で、あまねく、かつ、公平に国民の用に供したい、こういう精神にのっとりましてこの電信公社の諸般の計画を予算等の立場からも見て参りました。一合理的な料金というのはいふやうにして合理的なりやいなや

を判断するの。おそらく経済活動は経済成長政策によつて相当上がる。

従つて、俗に言う国民の所得倍増計画というやうなものまで今実行されておるのでありますから、国民生活も一般に上がつて参ります。そこで、その経済の成長と国民所得の増加とにらみ合わせまして、単価の引き上げをするかしないかという問題もございしますが、今回の電信公社の案によりますと、大體局の種類の指定等によつて一通話の単価の変化はございすけれども、単価の引き上げとかいふやうなものではなくして、むしろ合理化、機械化、近代化、設備を機械化し近代化して参りますと、どうしても簡単な積算方法を講じなければならぬ。そういうやうな立場から、いろいろな基礎を並べ合わせまして今回のような改正案を出したもので、今後国民の要望にこたえて、あと十年先くらいにはよりやく一千万とか一千万個くらいは電話の数がふえていく。まだ世界的に見れば普及率はきつめて低いのであります。が、そういうことをやしていくのには今日最小限度の程度の法律改正をしておかなければならぬというやうな見地からこの案を提出いたしまして、皆様の御審議を得たいとお願ひを申した次第であります。

○田邊(誠)委員 今の大臣の基本的な考えは私が述べたこととあまり差異はないと思ひますが、その中、具体的な手段の面ではいろいろとまたお聞きしなければならぬ点がその内容に含まれておると思ひます。今私が申し上げたいわゆる国民生活なりあるいは日本の経済に及ぼす影響、また逆に、現在の政府の施策のもとにおけ

る日本経済の動向との見合いのもとに企業の経営をされるという立場からの法案の内容の適否の問題、この問題については、非常に重大な問題でありますので、一つ逐次お伺ひをいたしますけれども、それと並んで二番目、三番目に申し上げました公社企業の経営に与える影響、こういった面についても大臣は今お話をされました。その中で特に強調されましたのは、いわゆる公社の事業のこれから先の合理化を進めなくちやならぬ、近代化をさらにい

一つ推進しよう、もちろんその中には機械化という重要な面が含まれてゐるわけでありす。そういたしますと大臣の今のお言葉を率直に承りました。私はやはり今回の法案を提出いたしました要件の中に、これから先の公社企業のあり方というものととの関係が非常に重要な要素である、実はこういうやうに感じとつたのであります。この点は一つ公社の総裁にもお伺ひをしたいと思います。国民に対するいろいろな著しい影響の面については後ほどまたお伺ひをいたしますので御答弁はそれの際にわづらわしたいのでありますけれども、公社の企業の将来にわたるところのこの見通し、その中における特に合理化あるいは近代化という問題との兼ね合いでもつてこの問題が出たといひますならば、一体どの程度までの見通しをお持ちであるかというところが非常に重要な問題になつて参ると私は思ひます。その点に今の大臣のお言葉と同じやうに、公社側もやはりいふゆる合理化計画なり近代化計画なりとの関連において今回の法案の提出に至つた、こういうやうに理解をしてよろしいかどうか

か、総裁のお言葉をいただきたと思ひます。

うのであります。

○大橋説明員 お答えいたします。ごく簡単に申し上げますと、ただいま御指摘のごとく電話事業の合理化、近代化、一言にして言へばそういうことが根底に横たわつておりました。その思想のもとに今度の料金改定ということが行なわれる、こう申してよろしいかと思ひます。しかしもしこれがさらにもう少し卑近な現実の問題になりますと、大體において三つの点が今度の料金合理化の具体的理由ということに数えられるかと思ひます。一つは、最近の社会経済の発展に伴ひまして都市と近郊の市町村との密接な関係がだんだん強くなつて参りまして、大都市近郊の都市はほとんど大都市と連綿の状態にあります。ほとんど家並みが続いておる状態でありす。しかしまだ現在の電話の料金といたしましては、都市の市内交換、市内区域を離れますと、たとい連綿の部落でありましても市外通話として取り取り……

○田邊(誠)委員 ちよつと。——私はまだ料金の合理化という問題の前に、今の大臣のお言葉を受け難いので、経営のこれから先の合理化なり近代化との関連においてやはり法律案を出した、こういうことを今大臣が言われたから、公社の当局ももういつた将来の経営の見通しの上に立つてなされたと思ひます。それでは一具体的にはどの程度の将来の見通しを立ててこれからやろうとするのかというのをその次にお聞きしたいのでありますけれども、今、総裁は——私の質問をよく聞いておいて下さい。あなたの責任者としての立場からいって、やはり大臣

のお言葉と同じやうな立場でやられたと思ひますけれども、その点に對してはつきりと答弁をされればよろしいのであります。横道にそれないうやうにお願いしたいと思ひます。議事の進行がありますから。

○大橋説明員 あるいは私のお答の仕方が悪かつたかもしれませんが、先ほど最初に申し上げましたように、大臣のお言葉の通りに、根本においては事業の合理化、近代化という見地に立つて今度の改正案をやりました。こういうことを最初に申し上げました。それをさらに具体的に敷衍して申し上げますと今申し上げたやうなことで、もう少し詳細に申し上げようと思つたのですが、簡単によろしいならつこうです。

○田邊(誠)委員 経営の合理化という面と、今総裁が言ひかけた後段の料金の合理化という問題はうらはらの関係であることは、また一つの考え方でありすけれども、しかし経営の合理化なり近代化というものが一体どういふものか承知をしない限り、その収入の重要な部分を占める料金の問題が云々されることは、私はやはり早計だらうと思ひます。

電話の需要の現状について簡単に把握しておきたいと思ひますので、三十四年度年度末におきまして加入者の数が三百二十万を突破したというように言われておりますけれども、その後の三十五年度の四十万個の増加計画の遂行の現状とあわせて、現在、たとえば三月の末でもけっこうでございますし、わからなければ三十五年の十二月の状態でもよろしゅうございます。加入者の数は一体どの程度になっておるか、これはこれから先の経営の合理化計画なり、料金の策定をするために基礎になるわけですから、その加入者の数。その中で、公衆電話についてもこれからのいろいろと計画をされておるようですけれども、公衆電話は一体どのくらいになっておるか。それから二番目には現在の電話局の局の数と、そのうちこれから自動化を推進されようとしておる、これが実は今度の法律案の重要な要素になっておるわけですから、この自動化をされていくところの局の数。それから特に三十五年度の電話局を作られる予定が、先年度の予算でまわっておったわけですから、この建設が一体どのくらい運ばれてきたか。それからこれはあとでさらにその内容をお聞きしますけれども、一応現在の公社の職員の数、その中で特に合理化の進捗とあわせて一番問題になっておりますところの交換要員の数と、それからいわゆる建設要員といましようか、施設要員、大ざっぱでいって、このうちから、区分けをいたしまして、一体どのくらいになっておるか。先ほど漏らしましたけれども、三十五年度で新電話局を建設をされてきたようでありましても、そ

の中でサービスを開始をされた局は一体どのくらいか、この現状を一つお聞かせいただきたいと思います。

○大橋説明員 具体的な数字でございます。局長から答弁させていただきます。

○大泉説明員 まず最初に、お尋ねの三十五年度末の加入数並びに公衆電話数について申し上げます。

三十五年度の三月末の加入電話数は三百六十三万一千八百六十二でございます。それから公衆電話につきましては十一万七千五百三十一でございます。なお局数につきましては、総電話取扱局数は三十五年度末におきまして六千五百十八でございます。うち自動局は二百九十二でございます。

○本多説明員 職員数を申し上げますと、三十五年度末で約十九万ということになっております。それから電話運用関係の人員は約六万三千でございます。それから建設関係の人員は建築関係の者も合わせまして一万五千でございます。建築関係を除きますと一万四千くらい、かように考えております。

○平山説明員 三十五年度の建設工事の進捗状況についてお尋ねがありましたので、お答えしたいと思います。

まだはつきりした集計が出ておりませんけれども、年間計画額に対する三十五年度の工事の実施状況のパーセンテージは、大体例年と同じ程度にいき得る見込みでございます。

参考までに例年の状況をちょっと申し上げますと、全体の計画額に対する年度内に工事を行った実績でございますが、はつきりわかっているところでは申し上げますと、三十四年度は九四・三%……

○田邊(誠)委員 私の聞いているのは何ほ計画をしてそのうち何ほしたかという事です。

○平山説明員 お答え申し上げます。計画額は全体としてはつきりしてあります。千五百四十三億に全体がなりましますけれども、これに対してどのくらい実施したかという実際の数字はまだ計画がしつかりしたところはお出ておりません。大体計画に対して九二%ぐらいの額のもので年度内において支出される見込みであります。

○田邊(誠)委員 三十四年、三十五年幾つの電話局を作ろうと計画をされた、三十四年には幾つで、三十五年には大体どのくらいの局ができる予定なのか、またそのうちサービスの開始の局は一体どのくらいの見込みであるかというのを聞いたのであります。この程度のことはすぐ答弁できるはずなんです。人の質問をよく聞いておいてきちんと答弁してもらいたい。

○横田説明員 今手元にちよつとありませんが、これはすぐわかるわけでありまして、後ほど申し上げます。

○田邊(誠)委員 これから先の第三次、第四次の計画とにらみ合わせて、今までのどのくらい進捗をされ、現状はどのくらいになっているか。これはわれわれの審議の基礎になるわけでありまして、この程度のことがわからぬはずはないと思う。

それではその具体的な数字はできるだけ早急の時間のうちにお出しをいたしてください。一つ総裁にお聞きします。先ほどの言葉を受けて、これからいわゆる第三次、第四次五カ年計画を逐次遂行されるということをお承っているのではありませんか、はたし

て第三次の五カ年計画というのは、今のきわめて概括的な加入者の数なり、電話局の敷設数なり、そのうちの自動化されている局数なりの上に立って一体どういふような計画であるか、その概要について承りたいと思ひます。特に第四次の計画が終わる四十七年の末には一体どういふような青写真になるように考えられているのかこの点は当然おわかりだろうと思ひます。その計画の概要について、あるいは一年前の委員会等において発表があったかと思ひますけれども、その後における改訂の状況とあわせて計画の概要を承りたいと思ひます。

○大橋説明員 御承知の通り、現在は第二次五カ年計画の第四年目にあたるわけでありまして、第二次五カ年計画の第五年目の計画というものが残っておりますわけでありまして、来年度昭和三十七年度が五年目になるわけでありまして、そこで来年度の予算の概算提出までに、残った第二次五カ年計画の五年目と合わせて第三次五カ年計画の策定をしまして、計画を立てるべく目下作業中でございます。従いまして、現在第三次五カ年計画というものの数字を申し上げる段階にはなっておりません。

○田邊(誠)委員 今度の法案の内容の中に重要な重要な部分を占める料金の調整という問題は、当然将来における電話局の自動化と加入者の異常な需要の伸び、これと見合せて考えられたことだろうと思ひます。ところが今の総裁の話しは——私は詳細な内容をお聞きしてはおるのではなくて、一体自動化というのはどういふような場合にこれから進捗をさせようとするのか。それ

から想定されるところの、取り扱いをする、いわゆる包含する加入者の数は一体どのくらいを想定されておるか。これは当然第三次、第四次の五カ年計画のこれから先の策定と相俟って考慮されておるわけでありまして、これがわからぬようじゃ、料金の調整なんというものは一体どういふ根拠と見通しに立って考えられておるのか、さつぱり要領を得ないのであります。あなたのわかる範囲で一つ将来の青写真を示してもらいたい、こういうのであります。具体的な詳細な内容をお承っております。その中で、一応お話を承って、その中でさらにお聞きしたい点はお聞きをするつもりでありますから、一つ答弁をいただきたいと思ひます。

○大橋説明員 このたびの料金改定の前提として、私どもは料金の合理化、適正化をはかるという建前であつております。従いまして、増収をはかるという考えは全然初めから入っておりません。収入の点におきましては、全体としては大体減収にもならず増収にもならない目標のもとに今度の適正化をはかつておるわけでございます。これが直ちに根拠になつて次の計画に非常な変化を及ぼすという建前にはなっておりません。

そこで、将来の計画のお話が出ましたからお答えいたしますが、御承知の通り、公社ができましたのは二十七年でありまして、そこで二十八年度から第一次の五カ年計画というものができまして、それが終わって第二次五カ年計画を策定して、目下その進行中でございます。

第二次五カ年計画策定の際に大きな目標として、当時御承知の通り、国民



加入者の数が、大体全体の加入者の九五%になるだろうというふうに予想はいたしておたのであります。しかし先ほど来総裁が申し上げておられますように、具体的に、計画を作りましたのは第二次五カ年計画のときでありまして、それ以降のものにつきましては、具体的な内容を持ちません。いわゆる見直しと申しますか、目標と申しますか、そういう程度の計画でございませう。従いまして、局数が幾らになるというふうな算定は、実はやっておらないのであります。なお三十七年度における自動化の率は、前の計画で参りますと、大体七五%程度になる予定であります。三十二年度末において五七%、三十四年度末において六四%であったのでございませうが、三十七年度末において大体七五%程度になるだろうと思ひます。

○田邊誠委員 この際念のために伺ひしておきたいのは、先ほど来私がちよつと申し上げておりますけれども、料金の問題は、これはいわゆる現在までの加入者の、電話をかける場合における一つの利便といひましようか、これに對するものであることが基本であり、私どもはそれが當然の話だろうと思ひますが、現在までの加入者が当然かかるものの電話の料金が、将来のいろいろな建設計画の中に、ある程度その要素として含まれてゐるというお話を、実は先ごろの予算委員会の分科会等でお話しになつておるようでありましたけれども、私が今お聞きしている問題というのは、いわゆる関連があるのかないのかということ、が前提でありますので、もしないということであれば、私どもはその立場で

もつて簡略に質問をいたすわけでありませうが、これは予算分科会でお話しになりましたように、将来の建設計画とあるのかどうか、簡単によろしゅうございませうから明確にしておいていただきたいと思ひます。

○大橋説明員 御承知のように、電話料金につきましては、昭和二十八年に、たしか約二割の値上げといひますか、引き上げを認められたわけでございます。このときの理由としては、一部は減価償却の引当金にする、そのほかの大部分は、これを将来の拡張並びに改良の財源に充てるといふ意味において値上げをする、かような理由で當時値上げを認められたのであります。現在におきましても、御承知の通り年々の差引剰余金が相当出ておりますが、これはやはり当時の二割の値上げがその大部分になつておると思ひます。従ひまして、これらの建設改良費の相当の財源になつてゐることは申すまでもありません。今後大体その方針を進める予定であります。

それから先ほど来、私の説明がちよつと足りなかつたかもしれませうが、料金の収入が将来の建設に關係がないといふことを申し上げたわけではないのであります。今度の料金の改正は、将来の建設財源を得るがために特に値上げをするとかなんといふことではないのであります。全く適正化、合理化のための改正である。それで大体の目標は、増収をはかることはむろんやらなかつたものであります。ただこれをうんと下げるということとは、先ほど申し上げましたように、将来の拡張計画の一部に充てておる財源がそ

れだけなくなるわけでありませうから、これも絶対に下げられない。そして大ざっぱの目標として、収入としては増収にもならぬが減収にもならないといふ目標のもとに今度の改正をやつた、かように申し上げたわけでありませう。○田邊誠委員 前段の御答弁でその点はわかりました。料金の問題が将来の建設に――改良といふのはわれわれはまた別の意味で考えなければならぬと思ひますけれども、關係があるといふお話であります。今回の料金の調整がはたして増収になるのか減収になるのか、その点はまた論争の一つの問題でありまして、後ほど伺ひたいと思ひますけれども、そういうことで将来の建設計画と密接な關係がある、料金と関連があるといふことが判明をいたしておりますので、そういたしますならば、今回の料金の調整といふものが、増収減収いづれでありませう、あるいはまたいづれにもならないといひまして、たとえば大体現状の収入である、こういう観点であれば、それでもつて将来の計画を推し進める際の重要な要素になるわけでありませうから、当然一つの建設計画なりといふものも判明をするはずであります。一体十年なり十五年後といふものがわからないといひまして、来年なり、第二次五カ年計画が終わる来年度の末ごろまでの状態といふのは、これは計画を立てておつておるわけでありませうし、その後改訂もあつたわけでありませうから、総括局あるいは集中局、あるいはそれ以外の末端の局、こういったものがどういうふうに変化をし、それからそのうちの自動化されるといふ句は一体ど

の程度になるのか、これはおわかりになると思ひますので御答弁をいただきたい。○平山説明員 先ほどお尋ねがありましてに即答できませんで大へん御迷惑をかけたのですが、三十五年度のサービス開始した局が幾らあるかといふことにつきまして、ただいま資料でわかりましたのでお答えさせていただきます。計画が八十二局、実績が八十一局でございます。

○伊藤説明員 大体総括局は全部自動システムになつております。それから中心局で残つておるのがたしか数局あると思ひますが、これは第二次と申しますか、三十七年度末には大体自動になるんじゃないかと思ひます。それから集中局はだいたい残つておまして、数字はあとで調べますが、大体半分程度が第二次中に自動になるんじゃないかと記憶しております。正確な数字はまたあとでお答えいたします。

順調に進むのか、こういうことが判明をいたすのでありまして、私どもが一番最初に前提を申し上げたように、国民経済に大へんな影響があるこの種の法案でありますから、当然その計画を皆さんの方からお示しをいただいて審議を進めたいと考えておるわけでありませう。三十七年度に自動化される局は、今の数字と合わせて、今の種別に従ひますならば一体どのくらいになりますか。

○伊藤説明員 三十七年度につきましては、先ほど申し上げましたように、中心局が残りの全局と、それから集中局につきましては、あとで先ほどの御質問の資料に出てくるわけでありませうが、その他の局につきましても、大体東京、大阪、名古屋周辺の局は、全部とは申しませんが大部分、それから五級局程度のものは大部分、三十七年度に実際にサービス開始できるかどうかは別にいたしまして、三十七年度中に計画をいたしたいと考えておる次第でございます。

○田邊(誠)委員 その数字が不明確でありますけれども、それでは一体三十七年度の計画において――これは級別でよろしゅうございませう。八級局以上は全部なるのか、九級局はどのくらい自動化になるのか、十級局以下はどのくらい自動化になるのか。これは三十七年度の計画ですからわかるでしよう。

○横田説明員 今担当の局長のお答えがだいたい明確を欠いておるような印象を与えておりますが、実はそうでなく、これは今の第二次五カ年計画改訂のときに、長期計画として具体的な将来の見通しは立てております。これに

つきましては、皆さんにお配りいたしました、あの第二次五カ年計画改訂の中に、第二次五カ年計画にこういう計画をする、それから長期計画としてはどういう目標であるというところは全部お配りしたはずでありまして、それもここに手元にあります。ただ、今計画局長が申し上げましたのは、あの問題につきましては、あの計画を前提として進めております。しかし何分御承知のように、わが国においては自由主義経済でありますので、需要というものが、一ぺん測定した需要とその後において変わらないう意図ではないのであります。そういう意味で、常にこの一応立てた計画を見直していくという努力はわれわれ必要であります。これを常に続けております。そういう新しい需要に際して、新しい事態に即してもう一ぺんこれを見直していかなければならぬじゃないかというのを今内部で進めております。その計画については具体的にこのまかい点がまだでき上っております。また、この計画を申し上げたわけでありまして、従来の第二次五カ年計画の改訂のときに作り出した目標というものは確定したしておるわけでありまして、その目標の、第二次五カ年計画の改訂の際に、三十六、七年と、それからその後の第三次五カ年計画の概要というものは今でき上っております。それとの違いがどうかというところにつきましても、今あらためて調査中でありまして、この点はしばらく御猶予をお願いしなければいけない、こういうふうにご了解願います。

○森本委員 その答弁はおかしい。今料金改定の問題について、公衆電気通信法の改正をやつて自動化、即時化いろいろやるからこういうふうな料金改定をする、こういうことにあるあなたの方では提案してきておられるわけだ。そこでわれわれとしては、その料金の根本となるところの局の改定についてはどうなるかというのを今聞いておられるわけだ。だから三十七年度については、今、田邊君の方から質問をして、あなたが言ったようなことが言えるだろう。しかし現実にはそれが三十七年度はどうなるのかというのを今質問したわけだ。三十七年度もわからぬような計画だつたらやめてしまひなさい。具体的に答弁しなさい。

○横田説明員 三十六年度についてはわかつております。ただ私が申し上げたのは、その後の計画についていろいろお話がありまして、ただいま計画局長が再調査中だということな問題につきましても御了解願いたいと思ひます。なお料金改訂の問題につきましても、今後の計画を改訂するためにこの料金を改訂するのじゃないのであります。料金水準は従来の水準を前提にしていたして、こういうことではあります。

○森本委員 だから、よく質問者の言うことを聞いて下さいよ。あなたにそういう答弁を求めておるのじゃない。三十七年度はどうかというのを、まだ今のところわからぬというふうな答弁をしておられるから、それじゃ三十七年度を具体的に説明しなさい、こう言っているのだから、あなたは横からそういう答弁をする必要はない。結局時間が長くなる。だから、一応局長は三十六年度はこうでございますという

ことを具体的に答弁すればいいじゃないですか。

○伊藤説明員 どうも大へんおくれて申しわけありませんが、三十六年度に計画いたしました自動改式の局数は百三十四でございます。それから三十七年度においてはまだ確定いたしませんけれども、大体二百五、六十局を計画に乗せるつもりでございます。

○田邊(誠)委員 「改訂電信電話法」第二次五カ年計画」というのは拝見いたしました。おもしろい需要の伸びが、おもしろいことを、今副総裁から言われなくてもわれわれはわかつておるのです。副総裁からお話がありましたけれども、今度の料金の調整というのは、たとえば結果としてあるいは増収にならぬかもしれない、あるいは減収にならぬかもしれない、こういうことであつても、料金そのものが将来の計画と関係がある上立つて策定をされているのですから、従つてそういう面で見れば、これは計画が変更されれば、料金もそれに一体全部の収入のうちで何ぼくらい占めるかということとは当然変わつてくるのじゃないか。変わつてきても、なおかつこれは増収、減収を見込まないで、現在の大体の収入の面をやつていけるかどうか、こういう問題も当然出てくるのであります。も、計画は需要が伸びておるからと進めなければならぬ、料金の収入というものは現在とあまり変わらない、将来の見通しは変わらぬ、こういうことであれば、当然それ以外の資金調達をしなければならぬ、こういう状態になるわけではあります。一体この

資金調達をどうするか。たとえば三十五年と三十六年の資金調達の中であつても、われわれが不審に思つておることを予算委員会等で質問しておるわけでありまして、大臣以下この点に対しては明確な答弁がないわけでありまして、従つて、こういう関連があるからこそ、三十四年の八月にお示しになったところの改訂五カ年計画の以後において当然いろいろの変動があつたはずでありまして、この変動があつたことを承知をして、将来のいろいろの変動も見込まれた上に立つて、その状態の中であつて今度の料金の調整という問題が出てきたのであります。従つてわれわれは、当然これらの問題と十分関連をさせながらあなた方は対処されておられるというふうに承知をいたしておるわけでありまして、そういう点でも、一つそういうような御答弁をなさるならばなされるように、私もまた質問を変えていきまするけれども、せつかつ質問が軌道に乗つて、答弁がなくても私もまあまあいい方がないということでも、わかつたところだけを聞いておるから、余分な口出しをされないうに御注意を申し上げておきます。

局のこれから先の増加の状態というものが、一年の間だけやや判明をいたして参りましたけれども、それならば、それに見合う実際に仕事をするとこの職員の数というものは一体これから先のどのくらいになるのか。先ほど職員局長から現状についてもごく大ざっぱな御答弁がありました。実は大へん不満足な答弁でありまして、現状ですらも全体が約十九万だなんというお粗末な御答弁でありましたけれど

も、それならば、この自動化の推進と並んで三十六年は建設勘定を含めて八千人ばかりの増員をするということですが、この状態というものは三十七年度以降においてはどうか傾向をたどるのか、一つ傾向を聞かして下さいます。たとえば自動化に伴つていわれる運用要員といふものは、平たくいへば交換要員ですね、こういったものがどういうカーブをたどるのか、これは当然お考えあられるだろうと思ひます。一つ全体が一体どのくらいになるかということ、まず五年なり十年なりこういった区切りでもつてお示しをいただき、それとあわせて、三十七年度くらいまででつこうです、あまり将来のことはどうもわからぬようでありまして、一体どういふような傾向をこの中における運用部門やその他の部面が割合として占めてくるのか、その割合の変動をあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤説明員 先ほど御答弁申し上げましたように、将来の計画は実はまだ具体的にできておりません。従ひまして大まかな傾向だけしか申し上げられないと思ひますが、現在実行いたしております改訂第二次五カ年計画を策定いたします際に、昭和四十七年度ごろで大体どれくらいの職員の数になるかということをお算定いたしましたのであります。これは大体二十九万くらいになるだろうというふうにご考へておつたのであります。この数字は具体的にどの局がどうなる、どの区間がどうなる、算定した自動局になるといふことを算定したものでないのではありません、大体加入者の加入の状況から見てこれくらいの数字にな

るだろう、しかも収支の計算上見合うという見当において見積もったのが先ほど申し上げました四十七年度二十九万という格好になります。従いましてその内容につきましては、異計と申しますか精算と申しますかそれはいたしておらないのであります。ただ私ども傾向として考えられますのは、将来の事業の規模の増大が相当大きいと考えられますので、従いまして総体的には職員の数はいくたうだろうということとは言えるのでございます。特にその中でも保守要員あるいは共通要員は、明らかにふえていくと思ひます。それから電信につきましては、おそらくあまり増加の傾向が多くな、横ばい程度ではないかと思ひますのでございます。電話につきましては、運用、営業含めまして横ばいか若干増加する程度というふうに考えております。それは自動改式あるいは市外の自動即時というところによりまして減員される面があるのでございますけれども、一方加入者の増加あるいは市外通話の増加、あるいは自動即時化が進んで参りまして自動即時いわゆるダイヤルだけで加入者が相手を出すというのをやりませんで交換台を通して相手を呼ぶというケースが相当出て参る、特に長距離になればなるほど出て参るのでございまして、その数値が幾らになるかというところは今後いろいろ検討いたさなければならぬわけでございますけれども、そういう交換手を通して市外通話をするものが相当出るのでございまして、そういう面で増員が考えられますので、交換要員と申しますか女子職員の大きな終極的な変動のないような計画の立て方によりまして、逐次横ばい

い、ないしは若干増員傾向ということになるのじゃないかというふうな考えでおります。具体的な数字につきましては、まだ作業が進んでおりませんので、申し上げかねるのでございましてけれども、大体の傾向をいたしまして以上申し上げたようになるのではないかと申すのであります。

○田邊(誠)委員 三十七年度と三十六年度の間の対比をいたしまして、今の運用部門の人たちの全体の中における比率は一体どういふような変化をするかということをお聞きしたいのでありますけれども、それがわかりにならないければ、三十五年と三十六年の状態はどういふふうになるか、この点はおわかりになると思ひますので、どちらでもけっこうですからお答え願ひたい。

○本多説明員 三十五年度と三十六年度と対比いたしました、電話交換要員が総数の中でどのくらいの割合かというところでございますが、三十五年度末につきましては、ただいまお話ししたような十九万と六万三千というふうな関係でございますけれども、三十六年度につきましても、この点については今ちよつと正確な数字を持ち合わせておりませんが、大体同じ傾向ではないかと考えております。

○田邊(誠)委員 全くどうも大ざっぱな御答弁でありまして、あなたの方の出しておる法律案というのはいさめて科学的性を要する料金の調整なんですか、この問題を審議する際にも、そのような大ざっぱな答弁では全く審議になりませんよ。自動化の傾向、自動化の推進と並んで非常に重要な問題なんです、これは当然。今、計画局長さんですか、横ばいなりあまり削減をし

ないような計画を立てるというお話ですけれども、そういうふうなうまいくものですかどうですか、私どもは大きい疑問に思ひますのでございまして、あるいはカーブが幾らか変わるかもしれないが、三十五年と三十六年の比率というものははっきり出てくると思ひます。五分が十分増予をいたしますから、一つその比率を出して、適当なときに答弁して下さい。大へん協力をいたしましてとりあえず次に進んでいきますから。

実は今、電話の——電信もそうですが、業務の中には、通信省が郵政省と電気通信省に分かれた際、それから公社に移行した際に、郵政省の中で委託局として電信電話を取り扱っておるのが沿革にあるわけでありまして、私どもは、どちらかといえば、非常な山村僻地の場所における電話の業務を郵政省が扱っておるというところは、本来の電気通信の業務からいへば変則的だろうと思ひます。政府の責任において、その委託を受けて業務をやっておるということも一つの特徴的な現われでありますけれども、一体この委託局は、今まで御質問いたしました計画の上からいいますならば、どういふような変革を遂げるのか、もちろん自動化によつて公社に移管するところもありましようし、あるいは現在の手動のまままたこれを併合するといふところもありましようけれども、総括いたしまして現在の委託局の数と実際にそれに携わっている人員、これをお示しをいただき、三十六年以降にどういった工合にこれが公社に併合されようとするのか、その状態を一つ

お示しいただきたいと思ひます。これは自動化と関連をして当然おわかりの点でありますから、具体的な数字をお示しいただきたいと思ひます。

○大泉説明員 ごく概要でございますが、三十七年度に大体どういふ工合になりますか、これはこまかく計画いたしませんと具体的な数字はわからないのでございまして、ただいまの状況から検討いたしますと、三十五年度末の委託局数は五千七百三十二局でございます。計画局長の方からあるいはお答えがあるかと存じますが、この点につきまして現実に申しますと、三十四年度末の局数に比べて三十五年度末の局数は百七十局ほど減っているようにございまして、これは計画に伴ひまして統合されたような局であると思ひますのであります。大体このよう傾向が続くのではないかと私想像いたしておるのでございまして、総裁あるいは計画局長の方で御答へがあるかも知れません。大体の見当を申し上げる次第でございます。

○横田説明員 大体従来の傾向が今後とも続くものとお考えになってけっこうでございます。なお、この計画につきましても、具体的な個々の局がどのくらいの規模になるかというところは、これはどの局の機械をどこへ注文するかというところと同じでありまして、そういうことは長期のときにどの局へ手をつけるか、こういうのが先へきまりまして、現実の場合はその局の機械をどこへ据えて、どこまでまらぬと今の質問の問題はきまらないのです。だから、その意味で、長い将来についての人や機械をどうするかというの

が——今すぐ何人にする、何人にふやすか、何人に減すかというところは、ほんとうにこまかい検討をしなければならぬので、それをお責め願ひても非常に困ります。ただ私この際申し上げておきたいのは、この設備計画につきましては、そういう設備計画ができたときに、今の人員の問題について減員を生ずるような設備計画については組合に協議いたしております。なお、その者を配置転換、職種転換をするというふうな場合の配置、職転というものもやはり組合と協議いたしております。そういう意味で労働不安を与えないような配慮をわれわれとして万全にいたしておるつもりでありますので、その点はいつでも念のためにここで申し上げておきます。

○田邊(誠)委員 私が質問しているのは、実はあなたの方が答弁しやすいように、正確な数字がわからぬ場合は——さっきの職員局長の現在の答弁なんかなってません。現状が十九万なんというのはいない。しかし、それでも私は、それをつく問いたしていい。もし正確な数字がわからなければ概要、概要がわからなければ一つの傾向を示さない、こうさつきから言っているのです。副総裁は余分な口を出して、何か組合と事前に十分協議をして不安なことをやらぬという話ですが、それでは一つ具体的にお聞きをいたしましやう。あなたの方からそういうふうな挑戦をして、組合との労働情勢は不安に陥れない、こういうお話しをいたします。それならば三十五年から三十六年、三十七年に委託局をどういふ工合にあなたの方は——具体的

に、公社に併合しようとするのか、自動

化によって吸収するもの、手動交換

のもの、そのまま公社に移すもの、その種

類別に正確に言って下さい。それがは

たして労働組合に対して不安の状態を

与えないかどうか。一つ正確に御答

弁いただいたから私の方から質問しま

す。副総裁がそういう余分な答弁をさ

れるならば私も聞き直ります。正確

に一つ答弁して下さい。

○本多説明員 お答えいたします。予

算定員としては三十五年度といたしま

しては総員が十八万八千三百五十二で

あります。先ほど十九万とラウンド・

ナンバーで申し上げましたが、正確に

申し上げますと十八万八千三百五十二であ

ります。

○田邊(誠)委員 その点は公社の方の

計画をされる計画局長さんの方も、そ

ういうことでもっていらっしゃるというふう

になつておるわけですか。

今委託をしておる委託局の現在の人

員が電話三万四千、電信一万五千とい

うことで、その後三十五年、三十六年

における変動は今の話の通りでござ

いますか。これはただ単に計画上の予

算上の人員であるのか、現在員である

のか、一つそれも含めてお答えいた

したいと思ひます。

○秋草説明員 委託局の定員について

御質問でございますが、なるほど予算

書には委託費として計上されてお

る以上、定員がわかるんじゃないかとい

う御質問でございますが、実は委託業務

費の積算というものは委託協定に基

づいてやっております。それは基本料そ

の他の通数ということと郵政省で何人

の人がどの局に欠けているかというこ

とを私どもが一々郵政から資料を求め

て、それによって積算しておるのでは

ないのではありません。郵政省がどうい

う経営をやるかが、どういふ人のやりく

りをしようが、それは私どもの関知す

るところではない。要は業務協定に基

づいて、固定費と流動費と申します

か、通数によって算定しておるのだ

です。ただいま大泉局長から申され

たのは、大泉局長が勉強の資料とし

て、メモとしてとっておること、私

は有権的にオフィシャルに、こうであ

るということは言明できるかどうか、

これはちよつと正式にはどうかと思

っております。

○田邊(誠)委員 委託の問題を聞いて

て、実はもうちよつと言いたいのであ

りますけれども、時間がございませ

んの、先ほど御答弁を要求いたしま

した、たとえば三十六年に委託から公

社の直営に移すのは、一体どういふ

内容で移されるのか。いろいろな状

態があると思うのであります。手

動のまま移す、あるいは自動化によ

つて吸収するとか、いろいろなもの

があると思うのでありますけれども、

その内容も一つこの際でありますか

ら開かせをいただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 ただいまのお尋ねに

対します機械を今調(てい)ぶるの

でございまして、私の手元にござい

ますのは、町村合併に伴ひまして郵便

局で扱っております電話の統合の問題

があるものであります。それが三十六

年度におきまして三百一十一局ある

のでございまして、そのほかに若干

町村合併に

関係のないものもあるかと思ひま

す。ざいすけれども、大部分はその

三百一十一局の中に含まれておる

のではないかと考へております。

○田邊(誠)委員 いろいろとお聞き

したい点がございすけれども、先

ほど人員の配置の面で御答弁があり

ましたが、たとえば電信を例にとりま

して、最低配置をするというところが

相当るわけでございます。これは四

人の配置でございまして、一人がそ

うの主任で、あとの三人が三番交代

をもって勤務をしておる、こういう

状態があるのであります。御承知の

通り三番交代でありますために食事を

するひまもない。年次休暇もとれ

ない。最低配置をいたしましたところが

、そこひで一カ月くらい入院をしな

ければならぬ。親がそれに当然つき

添わなければならぬということがあ

つたのでありますけれども、これも

実は年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

年次休暇がとれなかつた、こ

ういうような状態があるわけであ

りますけれども、これも実は

○田嶋（誠）委員　管理者の応援で実際に業務の運営ができようはずがないと私は考えるのでございまして、今私が、具体的な例を申し上げたそういう小局の運営にあたっては、より以上の改善がなされて、その上でもって人員の配

置がさされるようにお願いしたいと思ひます。私は、この問題は実はさらに具體的な例を持っておりますので、申し上げたいのでありますが、横道にそれるといけませんから要望だけをいたしておきますから、一つ十分な配慮をいただきますと思います。

次にお尋ねをいたしたいのは、料金の調整をやつて、これから先事業の運営を円滑にするわけでありませうけれども、一体現在の公社の事業の収入支出の面からいきまして、特に収入の面をながめてみまして、事業収入の中でもつて、電話の使用料、度数料、市外電話料、公衆電話料等の電話収入の占める割合と、電話の占める割合というのは年々歳々変わつておると思うものでありますが、一体どういふふうに変わつておるのか、三十五年度と三十六年度を比較されて、その割合をお話しただきたいと存じます。

○秋草説明員 三十六年度と三十五年度との電信電話の収入の比率でござい

ますが、絶対値で申しますと、三十五年度につきましての電信は百九億でございまして、それに対して三十六年度は百二十五億であります。それから電話につきましては、三十五年度は二千三十八億でございまして、三十六年度は二千四百六十一億でございまして、比率はちよつと簡単にい出せんけれども、概略五%以下だというふうに申し

上げて差つかえございません。またその比率の動向はここ数年間はほとんどど変わりありませんが、やはり電話の伸び方が非常に早いものでございますので、静かに電信の占める比率は漸減の傾向にあるということ言えると思います。

○田邊(誠)委員　今お話しのように三十五年の業務収入の中に電信の占める割合は四・九％でありますけれども、三十六年は四・七％であります。それに比較をいたしまして電話の方は三十五年の全収入の中で占める割合は九二・二％でありますけれども、三十六年は九二・七％です。しろうとの私ですらもこの程度のこととは知っておるものでありまして、一つもう少し正確な数

思います。今お話のありましたように、やはり電信に比較をいたしました。電話の方が急速の伸びがありますし、それに従ってこれから先もおそらく私は収入の中に占める電話収入の割合というものは、このカーブでもって伸びていくのではないか、こういうふうに考えるわけであります。この点は今の御答で将来もそういうふうになると思いますが、その点も一言でけっこうでありますから、この際一つ副総裁にお伺いをしたいと思います。

○横田説明員 電信電話の収入の伸びの問題につきましては、大体電信収入は大きく伸びて申しまして今後も大体横ばいの見込みであります。電話収入につきましては御承知のように電話の加入者がこれからどんどんふえて参りますので、やはり電話収入の増加は今後とも相当従来のカーブ、先ほど問題になりました加入者の今後伸びるカーブ

に順応していく。ただ将来は幾分加入者のカーブより下目になるのじゃないかと考えております。これは今後市外の加入者がだんだんふえるにつれまして、市外の利用者のいわゆる住宅用と申しますか、そういう電話の加入者も相当にふえますので、大体は従来の加入者数のカーブと同じだと思いますが、この辺につきましてはいろいろ今後の問題もあるかと思えますけれども、大体加入者数の伸びと並行すると思えます。

○田邊(誠)委員 事業収入の中でもって電話の占める割合というものは非常に多いのでありますけれども、これがさらにだんだん伸びてくる、こういうお話であります。当然そういうふうに

なるうと思うのであります。そこで三十六年度の公社の予算案を拝見いたしますという、いわゆる収入が大体そういうことで電話収入をほとんど大部分といたしましてまかなっておるわけであります。ところがこの収入に基づきましていろいろな支出をいたすの

でありますけれども、その中で特徴的なことは、減価償却の費用もありますけれども、これがまたいろいろな年数が今度非常に短縮されるようであります。これが、これはいずれにいたしまして、その中で資本勘定に繰り入れる部面が非常に大きいのであります。そうしてまたこの資本勘定に繰り入れることによって、実は損益勘定から受け入れるこの部面というものがそのままそっくり建設勘定へと繰り入れをされるのであります。これは先ほど私がお聞きいたしましたところのいわゆる料金という問題が、ただ単に現在の加入者の利便に充てるといふこういつたこ

ただでなくて、将来の建設改良計画の中にこれが含まれておるといふことと実はうらはらの問題でありますけれども、一体資本勘定に繰り入れるところの状態というものは、三十五年、三十六年はどういうふうに変つておりましたか。一つ額もあわせてお示しをいただきたいと思ひます。

○秋章説明員 資本勘定へ繰り入れの額を申し上げますと、三十五年度は四百八十九億でございます、三十六年度は六百十四億でございます。

○田邊(誠)委員 これを支出と一応見て、支出の中で資本勘定への繰り入れの割合というのは三十五年において二二％、三十六年において二三％という割合であります。非常に大きな割合を占めておるわけでありませうけれども、

大体この割合というのは将来においてあまり変わらぬという見込みでしよ  
うか。これは見込みでけっこうであり  
ますからお聞かせいただきたいと思います。

○秋章説明員 将来の見込みについてはなかなかこれはむずかしい判断を要すると思うのでありますが、現在程度の旺盛なる加入者の需要と、同時にこれだけ電話をつけましても昨今の状況では一加入者当たりの電話収入、いわゆる水揚げでございますが、この単価当たりの収入というのほとんど変わっておりません。従いましてそういう傾向からすればしばらくの間は利益剰余金、すなわち資本勘定へ繰り入れというものの額は、数年間は逓増していくのではないだろうかと思えます。ただし、少し先のことを考えますれば、今後の計画その他に伴って、諸経

費の問題あるいは呼量の問題あるいは大きくは国の経済全体からきた電話需要の動向というものが今日のように旺盛な時代がいつまでも続くということを考えますと、やはり電話の需要は、普及が行き渡るにつれて、一加入者当たりの絶対額というものは減るというのが原則だと思ふのであります。過去においてもそういうカーブが一時あつたのでございますが、ここ二、三年間一向にそういう傾向が出ておりませんので、結論的には二、三年は確信を持てると申してもよからうと思ひますが、その先につきましてはまだ軽々には論ぜられない。なお、御質問ではございませうが、過去におきます動向を見ますと、昭和二十八年以来今日まで、この傾向は年々歳々ふえてきております。

○田邊(誠)委員 将来の話は、さっきから聞いておるのだけれどもどうもわからぬようなのでありまして、この問題についてだけ将来のお話をいろいろ承つてもあまり統一的な見解を示すわけにはいきませんので、この点は今のお話の程度でとどめておきますが、いづれにいたしまして、電話の料金収入、これを大部分とする損益勘定から資本勘定へ入れる割合というのは、大体この数年間あまり変わらぬということであります。従つていわゆる電話料金が資本勘定に与えるところの影響力といひましようか、これは大体将来も変わらぬ。これは料金の調整、料金の設定と関係をして非常に重要なことでありますので、この点は今の御答弁をはっきりと受けとめておきたいと考えるのであります。

そういったしますと、電話料金を主

体とした収入の中のかのりの部分を資本勘定に受け入れなければならない、損益勘定から受け入れたものをまた非常に重要な部分とする中であつて、この資本勘定から建設勘定への繰り入れというものがかなりあるわけでありまして、これは三十六年は千七百三十四億と承知をいたしておりますので、この点は、お聞きをいたしても幸いにして私の方でわかつておりましたのでそういうふうには承知をいたしておきますけれども、実はこの電話料金の受け入れを非常に重要な部分とする中であつて、いろいろな建設資金計画がされておるわけでありまして、電話料金ばかりでなくて、それとやはり表裏一体であります加入に要するところの——実は加入者が負担するものがあるいろいろございまして、これは一体今ほどの程度になつておるのであります。簡単なでつこうでございしますから、参考のために話をいたしたいと思ひます。この中には、たしか三十五年四月二十八日の法律第六十四号、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律によつて変わつてきた電信電話債券も含まれておると思ひますのでありますけれども、そういうことであるかどうか、加入に要する経費をお伺いしたいと思います。

○秋草説明員 簡単に申し上げますと、三十五年度におきましては、いただきます加入者の債券は三百八十四億でございますが、三十六年度におきましては五百二十七億でございます。これは加入者の電信債だけに限つてお答えしておりますが、そういう状況でございます。

万円でしたか……。これは一体どこからどこまでの経費を、原価に見合つた場合に引き当てるようとする料金なのか、お伺いしたいと思います。

○大泉説明員 これはこの前の拡充法の御審議のときにお答え申し上げたのでございますが、加入者に電話をつけます際の、引込柱から加入者の宅まで、並びに加入者の宅内における設備の費用の平均額に見合うものでございします。

○田邊(誠)委員 そうしますと電信電話債券というものが十五万円から二万円ぐらゐるようでありまして、けれども、この債券の発行というものは一体どの範囲のものをまかなうための債券でありませうか。私はあまりこまかいことはよくわからぬのでありますけれども、あるいは現在までの借入金に対する充当や、設置のために要するところの経費やいろいろのものが含まれておるかと思ひますけれども、この債券というものは暫定措置法によりまして四十八年の三月三十一日までに廃止をするというふうになつております。従つてこれは当然料金の調整を一つの要素といたします今後の公社の計画の上に最小限度必要なものとして出されておると思ひますけれども、一体どういふものをまかなうための債券であるか。この点をお伺いすると同時に、もう一つは、加入者から料金はその後においてとりまされるけれども、加入の際にいたるところの金というものが、この建設計画の中でどのくらい割合を占めておるのか、この点をお伺いしてお伺いしたいと存じます。これは、料金はなるべく安くする、加入の費用もだんだん安くする、

こういうことが当然必要なのでありますけれども、私は、かなりの負担を料金の面でも加入の際における経費の面でもかけておるのが現状だと思ひます。であります、これが建設計画に占める割合は一体どういふものかというところが私の聞きたいところでありまして、その点を一つ御理解の上でもつて今の質問に対して御答弁をわづらわしたいと存じます。

○大泉説明員 これは拡充法の審議の際にいろいろ御議論になつた点でございますが、私、記憶しておるところを申し上げます、このように御説明申し上げたと思つております。すなわち電話をつけていきますにつきまして、総体を申し上げますと一加入者当たり三十四万円程度かかる。それは実は改良分とかあるいは農山漁村の公衆電話とかいうものを全部含めたものでございしますが、そのうち加入者に直接つける経費だけとりますと、その際には二十一万円程度に当たります。これは全部の平均でございます。そこで他面この自己資金並びに外部資金等の見直し等をいろいろやってみますと、資金的にどうしても足りない。その分を加入者の方に応援をしていただきたい。その金額は総体平均して約十万円程度である。それを級局の差に従ひまして十五万円から二万円の間に分けていただくことにする。他面今おっしゃいました点は、その場合に設備料はどれくらいに当たるかという御議論もあろうかと思ひますが、これは総体、全般に共通してかかる部分という既存設備についてはこのよう金でまかなうのであるが、加入者の方々に、特にその部分だけつけなければならぬいわゆる配線

柱、引込柱から先の分は戸別に負担していただくのが正しいということと考へたのでございします。

なお料金の方はどうかというお尋ねでございますが、料金の方には改良のための建設等いろいろございまして、加入者のためになる金額というものは全体投資の六〇%もあるであらうということには前にも御答弁申し上げておると思ひますが、そのようなことになりまして、これは決して相矛盾するものではないので、おのおのこれにふさわしい御負担をお願いしておるものという工合に考えるものでございまして、債券の方はこの拡充法の精神にございします通り、いわば総体に対する資金の援助を新規加入の方にお願ひしておるという精神のものでございします。

○田邊(誠)委員 もう一つの質問は、資金計画の中でもつて一体いゝゆる加入者の債券、設備料等が占める割合というものは三十五年に比べて三十六年の方が私は大きくなつておると思ひます。ありますけれども、一体どのくらいになつておるか、加入者の負担、いわゆる利用者の負担というものが一体どういふような工合なのか、これをお聞きしたいと思ひますが、その点をお伺いしたいと思います。

○秋草説明員 加入者の負担の割合というものが電信公社の資金計画の中において占めるウェイトというふうに解釈してお答え申し上げますが、三十五年度は加入者債券の割合は二三%でございまして、三十六年度は三〇%でございします。

○田邊(誠)委員 そういたしますと、いゝゆる電話料金を主体とするところの業務収入が全体の収入の中でもつて

占める割合というものが、やはり、カーブは非常にゆるいけれども、非常に大きくなつてきておる。それからその業務収入によつて支出をする中で、資本勘定への繰り入れ、これも割合はそんなに急には伸びておりませんけれども、やはり額は多くなつてきておる。さらにその繰り入れたものを中心として、これを建設勘定に引き当てる部分が非常に多いのでありますけれども、これとこの電話料金によつて引き当てられる部分と加入の際におけるところの債券等の部分、これも多くなつてきておる。そうしますならば、建設資金計画の主要な部分を占める利用者の負担というものが、やはり何と云つてもこれは年々歳々多くなつてきておる、こういう工合に結論としてはなるのであります。これは非常に重要なことであります。今回料金の調整をやつて、実は総額は増収にも減収にもならぬとおっしゃるけれども、実は今のこれから先のいろいろな建設をする際に、この利用者の負担というものが何と云つても額の面でもあるいは割合の面からいつてもふえてきておる、こういう状態になるのであります。これはきわめて重要なことだらうと考えるわけでありまして、一体どういふようになつておるのか、一体どういふようなことでもつてこれから先の建設なりを含めた経営をやつていくことがはたして妥当なのかどうか、この点は一つ大臣と総裁からそれぞれお考え方を承つておきたいと思ひます。

○小金国務大臣 今後の日本電信公社の経営方針の根本に関する問題で、まことに重要な御質問だと思ひます。私は公社企業体になつてこれに対するいろいろな批判とかあるいはまた改良す

べき点もあるようには聞いておりますけれども、とにかくこの体制で国民の要望にこたえて進んでいくのに、いろいろ機械化、それから経営の合理化というようなことは大事でありまして、まずそれらを近代的に運営していくために考えまして、電話そのものの機械化と、それから料金の徴収その他に対するいろいろの合理化、機械化が並行していかねばならない。そこで、今御指摘になりましたような点は、いろいろの示唆を含んでおりますけれども、私は今後十年なりあるいは十一年なりの間において、電電公社がこういうような計画をいたしております、これを実行させるためにはやはり今御指摘のように資金が非常に大事でありまして、この資金の獲得につきましては、加入者に応分の負担をしてもらうということもやむを得ない、そのほかには財政投融資、あるいはまた場合によっては海外からの長期の比較的安い金利の金も借りて、そしてなるべく負担を軽くして、そうして今の計画を執行させて参りたい。なおその途上においていろいろの現象が起こることにも予想されますけれども、そのときはそのときとしての手直しをすればいいのであって、基本的にはまず今電電公社の計画される機械化、近代化の資金計画を私は認めてよろしいのではないかと、こういう考えを持っております。

○大橋説明員 将来の拡充計画の財源の問題は、私どもとしても最も関心の深い問題であります。理想論といたしましては、いろいろの考え方があろうと思ひます。まず大体かきで、自己資金として出す金をそれに充当するのほもちろんありますが、そのほかの財源は、できるならば公共企業体である電電公社のような事業の本質から申しまして、まず第一に財政投融資その他でなるべく低利の資金を融通していただくということが最も望ましいのであります。なお、それで足らぬ部分はさらに一般の公衆その他によつてこれをまかなうということが、これは私は理想としては当然のことだと思ひますが、ただ従来の長い間のいろいろな沿革その他のことで、政府の財政投融資の計画というものは、御承知の通り、各公共事業から常にこれは要望されておるのであります。なかなかそうわれわれの要望するだけのものは、とうてい今日までまかない切れないのであります。従ひまして、決してこれは望ましいことではありませぬけれども、やむを得ず新しき申込者の皆様の援助といひますかお助けを得て公社債を引き受けていただく、かような現状でございます。決してこれは望ましい状態とは思ひません。しかしながら今日の現実から申しますと、この状態を直ちに廃止するということはどういふ私どもとしてはできないのであります。今日の、昭和四十七年度末まで認められております臨時立法のあの期間中は、少なくともこの程度のことはごかんべんを願ひたい、かように考えておるわけでございます。

○山手委員長 午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時九分休憩

○山手委員長 これより再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

ます。田邊誠君。

○田邊(誠)委員 先ほど休憩の直前に、いわゆる電話料金が公社の今後の建設を含む経営に非常に大きな影響を及ぼすことをお聞きいたしましたわけでありまして、料金ばかりでなくて、加入の際におけるいろいろの償還や設備料等も、これまた将来の建設計画に大きなウエートを持つておるわけでありまして、これが一体この先どういふふうな工合になるのか、大臣に対して、実は一番基本の問題でありますから、もう少し念を押してお聞きしたいのでありますけれども、保留をいたしまして、事務的な面を先にお聞きをしておきたいと思ひますので、基本計画を含めての質問はちうはぐになりまして、一たんあとにいたします。従つてちうと観点が交わりまして、恐縮でありますけれども、今電話に対するところのいろいろの希望が非常に多くてなかなか積滞をさばくわけにいかない、こういうお話があったのでありますけれども、まことにその通りであると思うわけでありまして、一体どのくらい積滞が現在のところあるのか、数字をお示し願ひたい。

○大泉説明員 積滞数がどれくらいあるかというお尋ねでございますが、連報でとりまして三十五年度末の数字を申し上げますと、八十五万六千四百でございます。

○田邊(誠)委員 先ほどお聞きをいたしましたように、現在の加入数はたしか三百六十万ばかりだろうと思うのですが、現在ですらもそれだけの積滞があり、おそらくそれだけでもって相済むわけではないのであります、これから先さらに加入希望が年々歳々ふえて参ると考えるわけでありまして、現在までの加入希望を解消できるのは一体何年ごろになりましょうか。

○伊藤説明員 積滞を解消いたしましたし、申し込みをいたしましたならばすぐに電話をつけるといふ時期が何年ごろかというお尋ねでございますが、お話をうかがうに最近非常に積滞がふえて参りました。また先ほど申し上げましたように私も従来考えておりました以上の申し込みがさらに出そうございまして、従ひまして今第三次計画を作業中でございますが、これがまともになりましてならばより正確に近い数字が出ると思ひますが、従来考えておりました改訂第二次五カ年計画の際に予想しておりました数字は、先刻申し上げましたように四十七年度で一千五百七十七万でございますけれども、私ども従来の考え方としては、四十七年度におきまして申し込みましたらすぐにつけるような状態にしたいと考えておつたのであります。ただそのとき申し上げましたように、最近の需要が非常に伸びておりますので、将来新しい状態におきまして四十七年度に幾らの需要が発生するかどうかということにつきましては、目下検討中でありまして、できまますならば四十七年度におきまして積滞をなくする、電話をすぐにつけるようにしたいと考えておるわけでありまして、

が、五年程度のものも相当あるようでありまして。

○田邊(誠)委員 五年後でつかないという話でありますから、これは大へん長い期間が設けられないでお待ちをいたしたいという格好になるわけでありまして、今各所におきまして現在の電話局の機械設備ではこの加入の上昇をさばくわけにいかない。こういう状態で、特に中都市あたりはかなりそういつた面で困難をきわめていようでありますけれども、そのために第二局といひましようか分局ではないでしようが、いわゆる第二電話局といふようなものを盛んに作つていようでありますけれども、現在までに、私の言つたことを正確な意味にとられるかどうかはわかりませんが、第二局ができてくるものは一体何ぼくらいありましようか、三十六年度に第二局を一体どのくらい作られるつもりでしようか。

○平山説明員 大へん申しわけないのですが、先生がお話しになつて二局という意味がちうとわかりかねてゐるのでございます。もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○田邊(誠)委員 たゞは私の県で言いますと高崎電話局がありますけれども、あそこはクロスバーを使つていようですが、まかない切れなくともう一つの局を、これはどういふ名称か高崎第二局といふのかどういふのかわかりませんが、前橋もそうですね、前橋も第二局ができてゐる。こういう格好であります。今までは電話局なり電報局がありまして、同じ都市にまた電話局を作られる、こういう格好ですね。結局一つの市内なら市内の通話も同じ区域

の電話局が何ほくらいいできるか。

○大泉説明員 ただいまおっしゃいますのは、電話の申し込みについて局が応ぜられないために二つ以上局を作るのはどれくらいか、こういう御質問かと思ひます。これにつきまして小さな局まで入れますとちよつとむずかしいのでありますが、おっしゃる御趣旨はそういう分局のあるところという御趣旨かと思ひますので、それでお答えしますと、現在三十四年度末の資料で四級局以上三十六局でございまして、四十都市程度という工合にお答えした方がいゝのではないかと考えます。

○田邊(誠)委員 今年度の計画です。

○伊藤説明員 今年度新しくいゝゆる第二電話局を作りまして、それがサービスをするのは大体四十二局ぐらゐになつておりますが、都市の数にいたしますとたとえばその中には東京など十四局入つております。こういうものを抜きますと都市の数にいたしましておそらく四都市が五都市程度となると思ひます。

○田邊(誠)委員 ほかの県を知らないものであれですが、群馬県では、今これは完成をされてサービス開始になつておらない高崎、それから土地を購入いたしましてこれから着工するというような前橋、こういうように二つもあります。それから見ますと、今の三十四年度の敷も少ないし、三十六年度の四都市が五都市だというのちよつと少ない感じがするのであります。私の知る範囲では、私の質問の趣旨がおわかりにならなかつたのじやないかと思ひますけれども、今再度説明いたしましてあらおわかりになつたようであります

が、ちよつと数字が合はぬと思うのでございします。もう一度お調べいただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 三十六年度にサービスを開始します分局の数は四十二局でございしますが、そのうち東京が十四局、それから名古屋におきまして十局、それから大阪におきまして八局などでございしますので、分局の数、新しくございします第二電話局の数は四十二局でございしますが、大都市あるいは、すでに第二局ができて、さらに第三局といひますか、第二局の中で、建物は作りませんでも、私どもいたしましてはいゝゆる分局といつております。そういうものを作つて参りますので、従ひまして、新しく電話局がでさう上がるといふ都市が非常に少なくなつたのであります。ちよつと今正確に数えている最中ではございしますが、そうたくさんはないような気がいたします。

○田邊(誠)委員 それじや数えて、あとからまた話して下さい。

これは今度の料金の調整によりまして、いゝゆる市内、準市内、市外、こういう三段階になるようでありますけれども、この料金のとり方と関係がある、私はこういう観点でお聞きをしておるのであります。その点はそう数えることばかりしてないで、あらかじめ用意をしておいていただいて御答弁ができるようにお願いしたいと思ひます。私はどうも気がいいものですか、答弁がないとどんだん次へ移つてしまふものですから、実は質問の流れ作業からいいますと、大へん困惑いたしておるのであります。当局にもつぱら協力いたしまして質問を進行いたしますから、私が質問して答弁しな

かつたものはあとでまとめて答弁して下さい。忘れたんじやありませんか。

それじや、第二局なり新しい局舎ができるために、その間、普通ならば、その今までの局に機械をまた入れる、施設をまた拡張する、こういうことで毎年ある程度の積蓄をさばいていくわけですね。ところが第二局がでさう、あるいは今までの局舎を新築をし、あるいは手動を自動にする。今三つばかり申しましたが、こういう例がある局は、その間加入希望に対して若干ストップをしている。こういう状態があるやに私は聞いておるのであります。現実にあるのかないのか一つお聞きをいたしまして、その間の処置を一体どういふふうになつておるのか。たとえば、ちよつと群馬県の例を出しましたが、私は自分のところではありますから承知をいたしておるのであります。高崎の第二局は今年の二月六日に完成をいたしておりますけれども、機械の搬入に約一年を要しまして、サービス開始は部分的に五百ぐらゐが来年の三月、全部の開始は来年の秋以降になる。こういうことであります。この間、今までのところの電話局では、実は加入申し込みに対してさばき切れない、こういう状態になつておるのであります。この間の処置を一体どういふふうにするのか。前橋の場合も、土地の購入が昨年の三月十八日にされましたけれども、第二局の着工は三十六年度の予定でありまして、サービスの開始は三十八年の十月ごろになる、こういうふうにいわれております。一体、加入申込者に対して、私

はある程度のストップといひましよう

か、これを延ばすことはあり得ると思ひますけれども、この間相当な程度加入希望に対して応じないといふことは、私は一刻を争う希望に対してまことに親切味が足りないといふのであります。将来さういふ第二局なり新しい局なり、あるいは別の意味におけるところの機械を入れるといふことがあつたにいたしまして、暫定措置といふものが将来とらるべきであらうと考えるのであります。その間の措置は一体どういふふうな工合にされようかとされてきたのか、また、これから先も続々さういふところが多くなるわけでありまして、どういふふうな措置を考へられておるのか、お伺いをしたいと思ひます。

○大泉説明員 仰せまことにございしてもございまして、局内設備が不足のためにつかぬところが非常にたくさんある、これを何とか考へるべきではないかといふことでございまして、私たちができるだけそのような切迫のないように努力したいと考へておつたのでございしますが、少なくとも第一次の五カ年計画及び第二次五カ年計画の今までの段階では、工事の計画が実際の需要に追いつかない。従ひまして、積滞しておりますものうちでも、局内設備の不足と線路設備不足といふことがございしますが、この局内の設備不足といふものによつて電話がつかないものがある。その過半を占めておるといふような状態をございまして、これにつきましても、結局根本では局舎建設を早めるといふこと以外にはないと思ひます。ただその間の過渡期につきましては、私たちができるだけ努力をしております。たとえば既設の加

入相手の共同加入とか、あるいは既設の業務用の電話をいろいろやりくりしまして、そこできただけお客さんを入れるようにするとか、公衆電話を設置して、それで要望をできるだけ押えりとか、いろいろ工夫しておるのであります。根本はやはり建設速度を早める以外にはないものと思ひます。

○田邊(誠)委員 若干の残はやむを得ないといわれぬと思ひますのでございしますが、あまりにも将来の計画を考へるあまり、現在の希望者に対してこれをさばくことがおそれるようになること、私はなるべくなら避けたいと思ひます。そういうふうな考へるわけでありまして、そういう面では、私は各地におきましてそういう不満がかなり多いといふことを聞いておるのであります。五年も待つておるという人がおるさうでありますから、そのくらい忍耐強くすればいいのでありますけれども、それは、これから料金の調整もしようといふ公社でありますから、あまりにも配慮が足りないと思ひます。その点は一十分な御配慮をいただかなければならぬと考へるわけでありまして、今言つたように積滞がだいたいあるのでありますけれども、これを逐次希望をかなえて入れておる。今までもそういうことでもつて全部を一挙に入れるというわけにいたしませんので、加入希望者に対しては当然その地域の回線の状態とか局内施設の状態とか、今申し上げたような特異な第二局の新設とか、手動から自動に移すとか、こういういろいろな状況は違ひますけれども、私はおそらく幾らか、まあ十分の一なり二十分の一な

りその年度々々において希望をかなえていられるのであります。これは私は全然しるすのであります。これは私のような順序で、申し込んだ順だといふならそれでもよろしいうございませうし、あるいはそうでない、公社でも一つ一つの基準があつて、その基準に基づいて年度に申し込んだ中から選んで順次やってくるのだ、こういうのもよろしいうございませうが、一体どういふふうなことでもつてこの積滞の中から選んで架設をしておられるのか、その辺を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。あわせて、もし何か規則なり規定なりありましたら、その条文もお示しいただきたいと思ひます。

○大泉説明員 ただいまのお話の申し込んだ方々の電話が全部つけ得ない場合にはどうするかということでございますが、これにつきましては、公衆電気通信法第三十条の第二項の規定がございまして、その場合郵政大臣の認可を受けた基準で順位をきめて応募することになつておるのでございませう。これに基づきまして、郵政大臣の認可を受けました事項が営業規則の別表九に載つております。この内容は第一順位から第六順位までありまして、相当詳細なことが書いてあるものでございませうが、これを簡単に申し上げますと、第一順位は委託公衆電話及び非常に公共性の強い電話と言へると思ひますが、そのようなものを列挙してあるものでございませう。第二順位は、現在ついでに電話で非常に輻輳して通話を通じないという電話、いわゆる通話輻輳を救済するための電話申し込み、これが第二順位でございませう。第三順位と申しますのは、長期にわたつて承諾し

ていない加入申し込みでございまして、これは次に申しします第四順位のもは二年間、第五順位のもは三年間つかない場合には第三順位に繰り上げることになつておるのでございませう。第四順位と申ししますのは、一般の業務用電話並びに第一順位に該当するものの住宅の電話並びに戦災復旧電話でございませう。第五順位はその他の一般の住宅の電話でございまして、第六順位はすでに電話を持つていて、さらに申し込んでおられるのだが、輻輳度がそれほど強くないというものが第六順位と申してゐる次第でございませう。

○田邊(誠)委員 今いろいろと順位をお聞きしましては大へん参考になつたのでありますけれども、この優先順位でもつて加入をだんだんかへていくという格好でありまして、これはこの間質問をしておつたときには全然よくわからなかつたものであります。せんだつて私が聞きまして、このころ、別表十でもつて非常事態発生時にあける加入電話なり公衆電話の市内通話の確保は優先順位というものがそこには載つておるわけでございまして、私は当然これと相当の関連を持つておるというふうな考えをもちまして、加入の際に優先的に認めたという電話は、やはりきつめて重要な意味合を持つてゐる電話でございませうし、そうすれば、やはり確保する場合もかなり重要性を持つておるから、必ずしも全部一致するとは私は考えませんけれども、かなり確保する順位もこれと相当な関係において確保されておるといふふうな考えをもちまして、その辺の統一的な考え方というものが当

然ありであるかと考へるのであります。もちろん私はこの間の質問をさらに受け継いでしようという観点ではないのでありますけれども、一つその点は率直に考え方を示したいたしたいと思います。

○大泉説明員 この別表九と申しますのは、新たに電話をつけるときの順位の規定でございまして、これは重要なものをできるだけ網羅的に書いてあります。この中には事業規模が相当大きなものというふうなものを入れたりしてございませうが、これは毎年つけていく場合でございませうので、相当幅が広くてもよろしいかと思つてございませうけれども、別表十の場合には非常災害、その他やむを得ない場合においてどうしても取り扱ひできないときに重要通話を生かすために残す最低限度のものをごとくするということでございます。ますので、別表十の第一順位は、別表九の第一順位のうち、さらにごくくしぼられた範囲になつております。第二順位になつておりますのも、大体別表九のうちの第一順位の一部でございませう。このようなことでございまして、いわば別表十の考え方は別表九で重要と認められるもの、これ自体は累年つけられていて非常にたくさんある。そのうち、全部を確保しない場合にどういふ順位で生かすかという考へのもとにそうしたということでございます。

○田邊(誠)委員 大臣もおいでですか、その点は実はあまり詳しく聞きませんし、私はこの間聞きしました内容をここでもつていろいろ論議しようとは思ひませう。しかしながら、この間わが党の小林議員がお聞きしました

けれども、あれは直接の利害関係者だからあまり詳しくお聞きしなかつたのですが、私も、私も国会議員の立場というか、これを申し上げて恐縮でありますけれども、第一順位であります。この間確保された電話のうち国会議員は入つておらなかつたのです。ところが私が調査いたしましたところが、たしか商売をやつていない市会議員のうちで確保してゐる家があるわけですが、こういううちがぐんぐん状態というものがあつたのです。一体、確保される順位の中で、加入の際に第一順位であるところの国会議員の住宅については、やはり非常事態発生の際における確保される優先順位の中でも、私は相当優先的な立場を当然としておるべきものでありまうというふうに考へておるわけでありませうけれども、この点はどういうお考へでもつて国会議員の住宅について、非常事態の際において、ついでに例のありました地区でこれを確保されなかつたのか、この間は直接の方でありましたからあまり追及をされなかつたようでありませうけれども、これは一つ今後の非常に大きい参考になる問題の前提としてお聞きをしたいと思ひますので、お答えをいただきます。

○大泉説明員 この問題につきましては、結局今申し上げました通り別表十にあげてありますのは、別表九の第一順位のものが一、二、三といった順位に分かれておるのでございまして、国会議員の電話等は非常に重要なものでありますから、できるだけ生かしたいのでございませう。現地に聞いてみましたが、それがもう少し要員を確保することができれば入りたいというものが、初めは八百くらい確保したいと思つて

おつただけけれども、どうしても確保できなくて、最後には三百幾つという数に落ちてつたというふうなことでございまして、結局全体の生かし得る数がどれくらいであるかということによつて、おのずから第一、第二、第三順位のうちどの程度まで生かし得るかということがきまると私は考へております。

○田邊(誠)委員 私は実は内容をいろいろと詳しく申し上げようと思つていないのです。確保された電話のうちで高くないものまで確保しておられるのじやないかというところの指摘は私はできなうと思つたのです。しかしそういうことを言つてはいない。しかしあなた方も、やはり加入の際における優先順位にされておる住宅でございませうから、本来ならば非常事態の際においては確保されるという立場をおとりになることが当然の処置だらうと思つたのです。それならば、あまり具体的な面に入りませうが、その該当の地区でもつてほかの議員、国会なり県会なり市会なりそういう人たちは全部切りましたか。

○山下説明員 ただいまの御質問は長岡の場合のことでございます。御質問はか。――長岡と理解して御返事いたします。

先ほど市会議員について確保したといふお話でございましたが、私の方で調査いたしましたのは、市会議員という資格において生かしたものでないものでございませう。何番か、資料を持つておりますので、調べればその生かした理由はわかると思ひますが、市会議員だといふ理由で生かしたものはございませう。

○田邊(誠)委員 何で生かしたのですか。

○山下説明員 何番の電話かわかりませんが、大体一般にはつきりしないのは、きのうも御答弁いたしました。委託公衆電話とか、あるいは簡易公衆電話としての公衆電話の資格を持っておるもの、あるいは消防団の連絡先として特に指定されておるもの、そういうところが外部から見ますとあまり重要でないように思われながら生かしたのがございますけれども、具体的なお話の点がどういふ理由だから、ちよつと番号がわかりませんのではつきりしません。

○田邊(誠)委員 他の県会議員や市会議員は全部切りましたか。

○山下説明員 県会議員というのは、それだけの理由であれば切つてあります。

○田邊(誠)委員 国会議員も全部……

○山下説明員 さようでございます。

○田邊(誠)委員 切断する際における確保すべき優先順位というのは、先ほど私が言いましたように、加入する際の優先順位と非常に関係がある。というのを私が言つておるの、これはどなたも御存じのように、加入の順位といひましようか、基準といひましようか、これはきわめて明瞭、公平でなければいけません。ところがややもすると、何か電話を申し込んでもなかなか容易につかぬというところがあると思へば、同じような同種の人たちでもって非常に早くつくというところがあるといふことを一般の人たちがよく言うのです。われわれがそこにお聞きをすると、確かに回線がそこ

話の幅渡の度合いが違ふとか、いろいろなそういう面もあると思うのです。しかし一般的にいって、非常の場合における確保も同じようなことだろうと思うのですが、加入の場合と同じように公平であり明瞭でなければいかぬ、こういうふうに私は考えるわけでありまして、そういう面から、この郵政大臣の認可によるこの順位というのは、やはりその内容を厳格に守られてしかるべきであらう、私はこういう観点でお聞きをしておるものであります、そういう面からいひましても、たとえば適當であるかどうかはわかりませんが、今、国会議員の住宅について例をとつたのはそういう観点でありまして、その点に対してはおわかりをいただきますならば、一長岡の問題ばかりではなくて、今後においてもさらに需要をまかなうため、あるいは災害の際における確保をするという場合における措置、この面からいって、必ずしも公社のつとてきた態度というものが全部完璧であつたというふうには、どう見ても言い切れないと思うのであります。そういう点で、この点に対して加入のいろいろ具体的な面をやることはかえつて当たりさわがあると思ひますから、あえて申し上げないのもあえて私は申し上げておらないのでありますけれども、その点に対しては、この優先順位を厳格に守られるところの所存があり、もしその中でもって今後の自動化と見合つて、あるいはまたいゆる地域の拡大という面と見合つて、直すべきものがあるかどうか。その点も含めて、今後のこの問題に對するところのお考え方がどういふ

ふうになるのか。今までと同じようであつて、これを厳格に守る、こういう立場であるのかどうか。念のため伺つておきたいと思ひます。

○大泉説明員 ただいま別表九の順位について、必ずしもその通りでないかのごとき疑いもあるという御発言をいただきまして、まことに恐縮をいたしておる次第でございます。私たち電話の加入事務に当たる者といひましては、一点の疑惑も生じないように厳格にこの基準を守り、できるだけ皆さんの方に、しかもよく納得していただくにつけて得るよう、この順位を十分守つていきたいと思ひます。

なお、この点について改める点がないかというお話でございますが、この点につきましては、目下のところこのことといふ具体的な点は思ひつかないでございまして、こういう点に關しましては、さらに十分検討を加え、実情に沿うようにしていきたい、かように考える次第でございます。

○田邊(誠)委員 ちよつとまた質問のあれがちよつとになりますけれども、大臣がお見えでございますので、御協力を申し上げまして、先ほどの引き続きの質問に戻らしていただきたいと思ひます。

先ほど休憩前に大臣にお伺いをいたしましたのは、いゆる電話料金なり、あるいは電話の加入の際におけるところのいろいろの債券や設備料なり、こういうものが今後の建設計画等に非常に大きなウェイトを占めておる。こういうことはやはり本来の公共事業の面からいひますならば、私は必ずしも適切であるとはいひたい面があると思ひます。もちろん全部借金をしてやるというのがいいという極論も、しかし私は公社ができる前のいきさつから考え合せて、何といつても急速な建設事業をやつておる、こういう面から見まして、今後の自動化に備へ、料金の調整等々にもらみ合せてみて、やはりある程度は、たとえば財政投融資なりその他の借入れをやつて、当然今後の建設をやるべきものである、こういうふうな工合に考えておるわけでありまして、そのパーセントは、先ほど事務当局とやりとりいたしましたから、あえて申し上げませんけれども、この程度の割合でもつて、さらに建設計画をまかなつていこうとされておるのか。たとえば三十五年に比べて三十六年の財政投融資を受ける額は、たしか二十億でしたか少なくなつております。そういうふうなようにだんだんと減らしていくというふうな立場でなくて、やはりある程度財政投融資等を確保する、こういう形でもつて建設計画をやつていく、こういうお考えであるか、その点一つお伺いをしたいと思ひます。

○小金國務大臣 ごもつともな御質問でありまして、私も本年度の財政投融資が減少されることについては非常な不満でございまして、ただ懸案であつた外債等の成立等考えまして、とりあえず今年はこれで電電公社の建設計画が実行されるように私は承知いたしましたので、これを賛成したのであります。御趣旨のようなことに基きまして、今後必ず努力して、公衆サービス基礎を固めていきたいと思つております。

○田邊(誠)委員 先ほど私は、財政投融資を受ける額が昨年に比べて二十億と言ひましたが、これは三十億減つておりまして、誤りでありましたけれども、今大臣のお言葉をそのまますなおに承りますと、やはりある程度建設計画の中でこの種の借金を負うところがないければやつていけない、また建前としてはそうならざるを得ないじゃないか、こういうお話でありました。これはやはり料金の設定と大へん関係があるわけですか。先ほど言ひましたように、建設計画が料金と無関係であれば別でありますけれども、私が順次申し上げたような次第でありまして、そういう点からいひますならば、やはり料金というのは、公衆に対するサービスをやつていくために、だんだんと低料金になることが至當であります。電話がだんだんと普及いたしました、きわめて僻地まで電話がつくというところ、これは郵便の際に申し上げた通りです。そういう点からいひますならば、大臣ですから、一つ将来の展望の上に立つて、一体料金というのは現在よりもできるだけ引き下げていく、こういう格好をおとりになることが必要ではないかと思ひます。ごさいまするけれども、これに對するところのお考え方を承りたい。

○小金國務大臣 御趣旨にはもちろん私は異存がないので、できるだけ安い単価——と申すと違ふかもしれませんが、安い単価でサービスができることを希望いたしますけれども、しかし、今、田邊さんもおっしゃつた、できるだけ広範な人に利用させるというところが電話の価値の増大でありますか

思つております。

○田邊(誠)委員 先ほど私は、財政投融資を受ける額が昨年に比べて二十億と言ひましたが、これは三十億減つておりまして、誤りでありましたけれども、今大臣のお言葉をそのまますなおに承りますと、やはりある程度建設計画の中でこの種の借金を負うところがないければやつていけない、また建前としてはそうならざるを得ないじゃないか、こういうお話でありました。これはやはり料金の設定と大へん関係があるわけですか。先ほど言ひましたように、建設計画が料金と無関係であれば別でありますけれども、私が順次申し上げたような次第でありまして、そういう点からいひますならば、やはり料金というのは、公衆に対するサービスをやつていくために、だんだんと低料金になることが至當であります。電話がだんだんと普及いたしました、きわめて僻地まで電話がつくというところ、これは郵便の際に申し上げた通りです。そういう点からいひますならば、大臣ですから、一つ将来の展望の上に立つて、一体料金というのは現在よりもできるだけ引き下げていく、こういう格好をおとりになることが必要ではないかと思ひます。ごさいまするけれども、これに對するところのお考え方を承りたい。

ら、比較的人口希薄なところとか遠方等に機械的に、すみやかに正確に電話ができるようにすると、やはり相当な投資といえますが、機械やお金を使わなければなりませんので、それらとのにらみ合せて料金はきめられるのがいいのじゃないか。基本的な考え方において、できるだけ安いことはもちろん私も望みますけれども、これらは長年の経験もあるし、また今後の計画を策定する上において、専門的な知識と経験を持っております電電公社の幹部、従業員の知恵を総動員いたしまして研究いたしたいと思っております。

○田邊(誠)委員 私に申し上げましたように、電話料金というものは、いわゆる建設計画なりその他の資金としてあてがわれるということが、私は全然ゼロであつていいかどうかは、専門家でありませんのでよくわかりませんが、しかし鉄道、特に国有鉄道等の事業と比べてみても、電電公社の場合はかなりこれが多いわけでありまして、ということは一、二面において、経営が非常によくてそういうことになった、こういう見方もありましようけれども、一面においては、もっとほかに向うべきところのいろいろな費用をある程度抑制して、こういった面に振り向けるという、こういったことがあり得るのではないかと考えるわけでありまして、たとえば、いわゆる給与の改善費にいたしましても、現状あるところの物件費にいたしましても、あるいはまた現在加入されている人たちに對するサービスにいたしましても、こういった面で改善をさるべき余地があるにもかかわらず、それを二の次にして、建設計画の方に重点的に振り向ける、こう

いった結果が出ては、これは本末転倒だろうと思ひます。そういった点で、その割合はこれから先だんだんと、建設計画の中に繰り入れる料金の収入というものは減減さるべきものであらうと考えるわけでありまして、引き下げないは別問題といたしましても、そういう方向をとるべきじゃないかというふうには私は考えるわけでありまして、その点はいかがでしようか。

○小金国務大臣 私は、もちろんその点にも異存はございません。現在の加入者に最大のサービスをしてみたい。しかし、国民的な多数の要望がございまして、私の数字は正確かどうかはわかりませんが、ただいま電話を引いてもらいたいという戸数が、すでに八十万ないし九十万くらいあるやに承知しております。そういう需要にもやはり電電公社として応じていかねばならぬと、あれこれ中途半端になつて御批判はあるかもしれないけれども、一方現在あるサービスを充実しながら、新しい要求にこたえていこうという点で、なかなかその点は十分なことではないかもしれせんが、一生懸命やつていくことだけお認め願ひたいと思ひます。

○田邊(誠)委員 郵政大臣の立場からいって、今言つたようなことは、最小限度の言葉として当然だろうと思ひます。さらに一つその決意を固めて、具体的に実行されるように、公社に対する指導をお願いしたいのであります。先ほどお聞きをして、実は途中でもつて時間がなくなりましたけれども、郵政省が非常に小局を委託されておるのであります。これは公社と郵政

省の関係でありますから、あるいは親子のような関係かもしれないけれども、郵政省の立場でいいますと、非常に僻地の電信電話の委託を受けてやつておるといふことは、実はいろいろな面で大へん苦痛、困難があると思うのであります。私は、本来からいふならば、あるいは公社になつたときに、そういう委託業務というものでなくて、公社に引き取るというのが、本来の行き方かもしれないと、一面では考えるのであります。この委託業務の状態を、先ほど概括的にお聞きをして、ちよつと説明漏れがございましたけれども、一体これが今後の自動化——料金調整ももちろん含めて、合理化、近代化がはかられていくわけでありまして、けれども、この局の自動化による直営なり、手動のままの直営なり、いろいろな面におけるところの吸収、合併というものがなされる場合において、はたして公社の計画と郵政省としての今後の一つの見積りとを、一体どういうふうに通算されるのか。これはもちろん、先ほど副総裁からわざわざ御答弁いただきました、いわゆる労働条件も当然含まれてくるわけでありまして、郵政省も約五万人ほど要するところの委託業務関係の職員の育成でありますから、非常に重大な問題があると思ひますけれども、この点に對してどういうような措置をとられておるのか、郵政当局の側から一つ……。

○小金国務大臣 現状におきまして大体五万人前後の委託業務に従事しております者があります。それでこの人たちは直接の郵政事業の従業員ということになつておまして、仕事は電電公社の仕事をしておるといふ立場になつてお

ります。従つて身分は私の方であります。仕事は電電公社の仕事である、こういう人たちが最近の状態において、大体五万人前後と私は心得ております。が、この人たちが従事しております仕事は改式によりまして移動しなればならぬというふうなことになるにすると、これは労働条件に大きな変動が生ずるわけでありまして、これについては電電公社と私の方の事務当局とで十分な連絡をとりまして、事前にいづころ電電公社の局舎ができるかというふうなことがわかりますから、できるだけ従業員の希望を満たすように労働組合、電電公社、私の方の管理者と三者相談して円満に取り運びができま

すよう努力をさせるつもりであります。なお具体的にはそれぞれ係から申し上げることになりますけれども、この電気通信事業の近代化に伴つて私の方、郵政省で委託業務として働いておる方々の将来については万全を期していかねければならぬ。そのためには業務当局は三者の密接な話し合いといひますが、打ち合わせをするような方針をとらしてあります。

○松井(政)委員 関連して御質問を申し上げますが、今度の料金改定は第二次五カ年計画から第三次五カ年計画へいきます電話事業全体の合理化の一ことだと思ひます。従つてやはり発展をさせ、進歩するに従つて従来の料金の改定が必要になつてきた、こういう理論だと僕は思う。そういう点からいいますと、今一番問題になりますのは数多くかかえております委託局が、新しい電報電話局ができることによって業

務が公社に直接移る、その場合の問題が一つ。それからその場合にいくまでの過程における現状の問題がございまして。たとえば交換台を郵便局にもう一つふやしてもらつて回線をふやせば、積滞の二十や三十こなせるんだけれども、やがては合理化によつて電報電話局がこの町村合併の市にもできるであらう、だから郵便局は人員もふやさなければ、公社としても交換台をふやさずに積滞数をそのままにして不便を感じさせておる、この現状が全国的に見られるわけでありまして、この場合の責任の所在は公社にあるのか、委託を受けた郵政省にあるのか、まずこの点を一つ明らかにしていただきたい。これは各地を指摘しろといへば十幾つかの局を私は指定してもよろしいやうござい

ますが、そういうことがございまして。その責任の所在は一体どちらなのか。○小金国務大臣 それは委託を受けておる郵政省と電電公社と両方にありますけれども、しかし電電公社は郵政大臣の監督を受けておるのでありますから、責任は私にあると私は心得て、そういう点についてもできるだけ工夫はして参りたいと思つております。

○松井(政)委員 郵政大臣は責任は私にあると言ひけれども、たとえば回線工事をしてなければふやすことができないというふうなものまで委託として郵政省の責任なのか。その施設の工事その他やらなければならぬ二十の積滞でもこなすことができない、そういう地域において局のできるまでがまんをしていただきたいという、その責任は公社ではないのですか、郵政大臣ですか、その点、お伺ひします。

○小金国務大臣 まことにございとも

で、私の言葉が足りませんでした。包括的な最終の責任は私にありますけれども、そういうようなことはやはり公社でやっていたかなければならぬ、すなわち公社が責任を持って運営していただかなければならぬ事項かと思っております。

○大橋説明員 ただいまの問題は電話事業の計画、施設に関することは、これは公社の責任であります。

○松井(政)委員 そうすると今度は引き続きこの問題だけ続けさせていたいただきたいのですが、そういった面での当面の問題の責任の所在はそうである。しかしそれをできるだけ早く解消しなければならぬという責任があるわけでごさいますね。その責任を果たすために緊急処置はもうやらない、計画通りの電報電話局を作るまで郵便局単位の交換機一台、あるいは回線の増設等のことはもうやらずに、本省で立てた計画に基づく計画地域以外はその局のできるまでやらない、独自の電報電話局のできるまでやらないというのか、そうでなくてやはり緊急処置でもどんだんやって加入者の便宜をはかるうとしておられるのか、その点について公社側の方からお答え願いたい。

○大橋説明員 私どもとしてはできるだけ公衆の便宜をはかるように努力しておりますのでございします。

○松井(政)委員 ところが総裁、末端に参りますと郵便局は、それは公社の方との関係でございまして郵便局長の管轄ではございせんとお答えになります。そうすると今度は公社の方は、あそこは委託になっておりまして、郵便局長さんの方から何の話もございせん、こう答えるのです。その辺のところ

の一貫した指導と責任とは末端までどういう形でいっているかということについてお答えを願いたい。

○横田説明員 具体的な問題になりまして、先生の御指摘のような、われわれとして今後努力すべきいろいろな部分はあつたと思つておられます。われわれの方の今やっております建前と申しますか、方針ということの説明をさせていただきますと、本年度大体加入者何万名を開通するということが予算計画できまるわけですが、これは必ずしもその予算計画の何万名ということが、それ以上一つもふえてはいかぬというようなものではなくて、御承知のように予算の総則に弾力条項、これは公社法を作るときに、公社になったら、今までの役所のときは一つのこれ以上つてはいかぬかつたのですが、公社になつた以上はそういう問題について予算で五十万開通だ、それを一つもこえてはいかぬという必要はないじやないかというところで、公社になりましてから御承知のように予算総則で弾力がある程度つけたというところに相なつたわけでありまして、それにいたしましたこともその弾力がそう無制限にいくということ自身もおかしいのでありまして、それで予算総則としての弾力の幅というものは、それは先ほどお話がありましたようにお客さんに社債を買っていただいたり、設備をいただいたりするものによる収入は弾力的に出るわけですが、それにしてもそういうもののワクというものは予算総則で縛られるわけでありまして、そこで加入者の開通の割当というものを全般的にいたすということになるわけ、われわれの本社におきましては、大体各通信局に加入者の数の割当

をする、通信局は各局に大体の今の加入割当数をやる、こういうことになるわけでありまして、これも今のうちに絶対に動かぬというものではありませんが、大体それを基準にしております。これが一つの制限になっております。それから次のお話のように、今委託局で局内の設備が一ぱいだという場合と、路線が一ぱいではないという場合と、路網が全国的にだんだんふえております。それを解消するために自動に改式しなければならぬという問題が起るわけでありまして、その過渡的基礎としてでもできるだけの力を尽くしておるかというお話でございますが、この点は今の同じ局舎で交換台をまだふやす余地があるというような場合にきましまして、これを改式になる予定だから余地があつても全然交換台をふやさぬという主義をとつておるわけではなくて、交換台をふやすについても各通信局の中で加入数のたくさん積滞しておるところで、しかも重要だと思われるところを先にやるといふようにいたしております。これは改式が予定されておるから交換台を局舎の要求があつてもふやさぬということとは、原則としてそういう方針を立てておるわけではないというところを御了承願いたいと思ひます。

○松井(政)委員 その説明はわかりました。それから、その局内の設備の問題で今度は加入者の回線の問題について、今各通信局にわれわれの方はそういう設備をやつてよろしいという予算の幅を与えておられますが、その幅の中でできる点は過渡的な場合でもやつていく、こういうような方針でやっております。

したけれども、現実にはこういう場合があるのです。たとえば交換台をふやす余地が郵便局にある、しかし交換台をふやすことによつて人をふやさなければならぬ、ところが郵便局長はそれがいやだ——たとえ合理化の結果、今度は郵政職員だけでも、先ほど公社側の説明を聞きまして予算の関係で郵政職員を通信事業に使つておるが、その責任は公社にないわけですが、この人の問題についての責任は郵政大臣にあるのです。だから交換台をふやすことには加入者の便をはかるために人をふやすことはいやがる。人をふやせば、今度は合理化の結果電報電話局へ移すときに一人分骨が折れるから郵便局長はやらない、こういう問題が現実にあるのです。だからそういう関係と、それから今度は一つの委託局で加入者を五百持つておる。その局を二つなり三つ寄せて町村合併の市において電報電話局を作る場合には、現在は委託局の加入数を合わせても千しかないが、電報電話局ができたときに、千三百なり千五百積滞数がありますから、局になる場合に公社の方の人員配置の要員数は地域によつて違ふでしょうけれども、自動式による電報電話局で千五百程度の電話の加入者があるところではどれだけの要員を必要とし、それから現在五百程度の委託局には三十人近く

の交換手と電報要員と電話営業要員がおる。二つの局を合わせれば六十人、その場合の人員の問題が労働組合と、先ほど大臣の言つた問題にぶつかつてくる。そのときの人に対する責任は公社にない。しかしながら公社の委託業務をやつていた人である、ここが一番近いところだ。だからそういう場合

に対する明確な公社側の受け入れの責任と、郵政省側の人々を全部公社に渡さなくとも解雇も配転もしないという責任と二つの問題が出てくるわけですが、勤く者の権利から見れば出てくる。その辺のところについて、公社側と大臣側で、どんだん進めていく合理化と自動改式による電報電話局の設置によつて起つてくる問題をどのように処理しようと考えておるか、基本的な考え方について明瞭にお聞かせ願ひたい。

○小金國務大臣 まことにこもつともでありまして、それらの点を取り上げまして私の方の郵政次官と電電公社の副総裁が中心になりまして、各都市において具体的に現実に起る問題でありますから、仕事とともに移る人、配置転換の方はいく人というようなことに基本的な話し合いを進めさせることにいたしてあります。具体的に公社の方からまた説明をさせていただきます。

○横田説明員 今大臣のお話の通りであります。

○松井(政)委員 話を続けておるということですが、公社側は基本的にはそういう態度で責任を負う、郵政大臣はこういう考え方ではなからうか。話し合いの結果、これから基本的なものを作ります。

○横田説明員 従来とも郵政省との間におきましては、円満にこれを運んでいくためのいろいろのこまかい話を、なほわれわれの予想せざるいろいろな問題も今後起るだろうから、そういう問題もあわせてこれを改善していくという意味において協議会を作りまし

て、なお今後とも一そう遺漏なくやりたい、こういうようなことであります。

○松井(政)委員 大臣にもお伺いしたいのですが、私の聞いておるのはこまかい話を聞いておるのじゃない。そういう場合は原則として公社側が、従来公社において委託業務でやっていたものは引き受けるという基本的な態度をきめてこまかい折衝を地域的にやるのか、局の規模等においてやるのか、郵政省にその責任はあるのだが、できるだけ公社側に使ってもらおうという基本的な態度を郵政省は持っておるのか、公社は全部引き取るという基本原則の上に立ってこまかい話をするのか、その原則を聞かしてほしいというわけです。

○横田説明員 従来の方針というものにつきましては大体こういう考えになっております。従来の委託局でやっておった仕事を今度はわれわれの方の直轄局でやっていく、その仕事をやる分について同じような形でその仕事を移していく、いわば現方式移転というようなもので、これはそのまま業務にくっついて人が参るわけです。そうでない場合におきましては、われわれの方としてたとえば移すときに、われわれの方の仕事が、先ほど先生の御指摘のように市内もふえる、市外もふえるというような場合、そこにわれわれの方に余裕の人員が起るということになれば、その限度は郵政から人を受け入れられるということにすぐ相なるわけでありまして、しかしそれだけでは今までの人に過員が起るというような問題については、その過員について郵政とわれわれの方で共同で措置を相

談していく、こういうようなことになっております。

○松井(政)委員 大臣、その点はどうなんですか。

○小金國務大臣 今、横田副総裁の申した通りに聞いておりました。それよりほかに方法はない。すなわちできるだけ従来の仕事に従事しておった者は従来の仕事と一緒に移ってもらう、しかし郵政省の会計からいきまして、電電公社の方に移れない人は剩員と称して直ちに解雇するようなことはしない、こういう方針でございます。

○松井(政)委員 その原則があるわけじゃなくて、そのときに話し合っ

て受け入れられる状態、受け入れられない状態で話し合うということになるらしいのですが、これは水かけ論になりますからやめます。最後に一点、今うまい話に進んでおるようですけれども、末端にいくとうまい話に進んでおらない。指摘をしてもいいのですが、正式に議事録に載りますから具体的に避けませんが、ある地方の一つの委託局を電報電話局に移す人員の問題で通信局長と郵政局長が一年越しに口もきかないということができておるのです。よろしゅうござい

ように、総裁も大臣も一つ合理化に伴う人の扱いの問題をやつてもらわなければ困りますから、これは明瞭にお願いしておきます。

○田邊(誠)委員 大臣はいられますか。

○山手委員長 参議院で呼ばれておりますので、一問だけ……。

○田邊(誠)委員 それでは、私はこれから具体的に経済成長政策と一体、料金の調整によって減収にも増収にもならぬというけれども、実際には大衆の負担は、全体の額が多くなっているのですから、これから先、いろいろ値上げなんかありまして、負担が多くなつておる。この種の問題を実はよく聞いておかぬとまずいと思つたのでござい

ますけれども、大臣はききようはお急ぎのようでありますから、私はききようは打ち切りまして、また後日あらためて質問をいたします。

午後四時十三分散会

昭和三十六年五月二十日印刷

昭和三十六年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局